

介護保険「指定地域密着型サービス等事業所」指定申請手続きの事前協議について

1. 事業所指定までの手続きの流れ

(1) 事前協議手続き

地域密着型サービス等の事業所指定については、介護保険法令等の規定に基づき事務手続きをすすめていただくこととなりますが、大里広域市町村圏組合における指定申請の手続きにつきましては指定にあたり地域密着型サービス運営協議会からの意見聴取が必要なことなどから手続きの円滑を図る等の目的で指定申請に先立ち事前協議を行っていただくこととしています。したがって、原則として指定申請の受付は事前協議が完了したものに限り行うこととなります。

(2) 手続きの流れ（参考）

手続き	事業所	大里広域市町村圏組合	埼玉県
事前相談	事前相談 ※一度、組合まで電話にて問合せ下さい。	事前相談受付	
介護保険法に基づく指定申請に関する事前協議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への説明 ・図面 ・具体的な事業計画 ・消防、建築指導部局等との協議 ・資格要件で必要な研修の受講 ・スケジュール案の提出 【着工】	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の確認 ・現地確認 ・運営協議会からの意見聴取（必要な場合のみ） 	指導、助言
介護保険法に基づく指定申請	【竣工】 指定申請	指定申請受付 <ul style="list-style-type: none"> ・書類審査 ・現地調査 ・運営協議会からの意見聴取 <指定通知> 県等への情報提供	指導、助言
	事業開始		